

「会計参与の行動指針」の改正について

2019年4月25日

会計参与の行動指針（平成29年3月24日改正）を次のように改正する。

新	旧
<p>会計参与の行動指針</p> <p style="text-align: right;">2006年4月25日 改正 2007年5月25日 改正 2008年7月9日 改正 2009年8月10日 改正 2010年7月7日 改正 2011年10月14日 改正 2014年3月24日 改正 2016年2月29日 改正 2017年3月24日 最終改正 2019年4月25日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p>	<p>会計参与の行動指針</p> <p style="text-align: right;">平成18年4月25日 改正 平成19年5月25日 改正 平成20年7月9日 改正 平成21年8月10日 改正 平成22年7月7日 改正 平成23年10月14日 改正 平成26年3月24日 改正 平成28年2月29日 最終改正 平成29年3月24日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p>
<p>《Ⅰ はじめに》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>会計参与制度は、「会社法」(2005年6月29日成立、同年7月26日に公布)において創設された制度である。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《Ⅱ 会計参与制度の概要》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《Ⅲ 会計参与の行動指針》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《Ⅳ 参考》</p> <p>1. 会計参与報告記載例</p>	<p>《Ⅰ はじめに》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>会計参与制度は、「会社法」(平成17年6月29日成立、同年7月26日に公布)において創設された制度である。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《Ⅱ 会計参与制度の概要》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《Ⅲ 会計参与の行動指針》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《Ⅳ 参考》</p> <p>1. 会計参与報告記載例</p>

新	旧
<p style="text-align: right;">×年×月×日 (注1)</p> <p style="text-align: center;">会計参与報告</p> <p style="text-align: center;">〇〇株式会社 会計参与 〇〇〇〇 印</p> <p>1. 私(注2)と〇〇株式会社は、会計参与の職務の実施に関して下記の合意をした。</p> <p>(1) 会社は私に対し計算書類及びその附属明細書(以下「計算関係書類」という。)作成のための情報を適時に提供し、私は会社の業務、現況を十分理解して取締役と共同して計算関係書類を作成すること</p> <p>(2) 会社は申述書(取締役が法規を遵守し、会社の組織体制を維持確立する責任を有していること、取締役が採用した会計方針、計算関係書類の作成に必要な資料を遅滞なくすべて提示したこと、それらはすべて真実であり資料に不正はないことを明記した書面)を私に提出すること</p> <p>(3) 私が業務上知り得た会社及びその関係者の秘密を他に漏らし、又は盗用してはならないこと</p> <p>(4) 計算関係書類及び会計参与報告の閲覧・交付の請求に当たっては、株主及び債権者に対し、あらかじめ会社へ閲覧・交付の請求をすることが必要である旨を明らかにする適切な方法を会社が講ずること</p> <p>2. 私が〇〇株式会社の経理担当の取締役の〇〇〇〇氏と共同して作成した書類 〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の計算関係書類</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: right;">平成×年×月×日 (注1)</p> <p style="text-align: center;">会計参与報告</p> <p style="text-align: center;">〇〇株式会社 会計参与 〇〇〇〇 印</p> <p>1. 私(注2)と〇〇株式会社は、会計参与の職務の実施に関して下記の合意をした。</p> <p>(1) 会社は私に対し計算書類及びその附属明細書(以下「計算関係書類」という。)作成のための情報を適時に提供し、私は会社の業務、現況を十分理解して取締役と共同して計算関係書類を作成すること</p> <p>(2) 会社は申述書(取締役が法規を遵守し、会社の組織体制を維持確立する責任を有していること、取締役が採用した会計方針、計算関係書類の作成に必要な資料を遅滞なくすべて提示したこと、それらはすべて真実であり資料に不正はないことを明記した書面)を私に提出すること</p> <p>(3) 私が業務上知り得た会社及びその関係者の秘密を他に漏らし、又は盗用してはならないこと</p> <p>(4) 計算関係書類及び会計参与報告の閲覧・交付の請求に当たっては、株主及び債権者に対し、あらかじめ会社へ閲覧・交付の請求をすることが必要である旨を明らかにする適切な方法を会社が講ずること</p> <p>2. 私が〇〇株式会社の経理担当の取締役の〇〇〇〇氏と共同して作成した書類 〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の計算関係書類</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>2. 会計参与契約書</p> <p style="text-align: center;">会計参与契約書 年 月 日</p> <p>会計参与委嘱者</p> <p>会計参与受嘱者</p>	<p>2. 会計参与契約書</p> <p style="text-align: center;">会計参与契約書 平成 年 月 日</p> <p>会計参与委嘱者</p> <p>会計参与受嘱者</p>

新	旧
(会計参与)	(会計参与)
会計参与契約書 (省 略)	会計参与契約書 (省 略)
2. 会計参与の任期 会計参与の任期は定款の定めにより、 年 月 日に選任後、 年以内に終了する事業年度の株主総会終結のときまでとする。	2. 会計参与の任期 会計参与の任期は定款の定めにより、平成 年 月 日に選任後、 年以内に終了する事業年度の株主総会終結のときまでとする。
3. 共同して作成する計算関係書類の事業年度 第 期 自 年 月 日 至 年 月 日 (省 略)	3. 共同して作成する計算関係書類の事業年度 第 期 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (省 略)
7. 会社の取締役と共同して計算関係書類を作成するための会計帳簿等の提出期限 会計帳簿等の提出期限 年 月 日	7. 会社の取締役と共同して計算関係書類を作成するための会計帳簿等の提出期限 会計帳簿等の提出期限 平成 年 月 日
8. 計算関係書類の共同作成期限 計算関係書類の共同作成期限 年 月 日 (省 略)	8. 計算関係書類の共同作成期限 計算関係書類の共同作成期限 平成 年 月 日 (省 略)
この会計参与契約の証として本契約書 通を作成し当事者各 1 通を保有する。 年 月 日 会計参与委嘱者 会計参与受嘱者	この会計参与契約の証として本契約書 通を作成し当事者各 1 通を保有する。 平成 年 月 日 会計参与委嘱者 会計参与受嘱者
会計参与約款 (省 略)	会計参与約款 (省 略)
第 3 条 会計参与は、その職務を担うに当たって「会計参与の行動指針」(最終改正 2019 年 4	第 3 条 会計参与は、その職務を担うに当たって「会計参与の行動指針」(最終改正 平成 29 年

新	旧
<p>月 25 日 日本公認会計士協会、日本税理士会連合会) に拠る。 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>3 月 24 日 日本公認会計士協会、日本税理士会連合会) に拠る。 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>3. その他様式 (1) 取締役申述書の記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>会計参与〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 (署 名) (又は記名捺印) 財務・経理担当取締役 (署 名) (又は記名捺印)</p> <p>当社の×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、附属明細書を貴殿と共同して作成するに当たり、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認いたします。また、会計帳簿等の作成責任は、取締役にあることを承知しております。</p> <p style="text-align: center;">記 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> </div>	<p>3. その他様式 (1) 取締役申述書の記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">平成×年×月×日</p> <p>会計参与〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 (署 名) (又は記名捺印) 財務・経理担当取締役 (署 名) (又は記名捺印)</p> <p>当社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、附属明細書を貴殿と共同して作成するに当たり、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認いたします。また、会計帳簿等の作成責任は、取締役にあることを承知しております。</p> <p style="text-align: center;">記 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> </div>
<p>(2) 計算関係書類作成費における取締役と共同作成した旨の合意書の記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">計算関係書類共同作成合意書</p> <p>〇〇〇〇 株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の下記の計算関係書類を会社法第374条に基づき、〇〇〇〇 株式会社の会計参与及び取締役が、×年×月×日に、会計参与の職務、権限及び責任を認識し、互いに協力して、信義を守り誠実に、共同して作成したことを、以下のとおり合意する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>合意日 ×年×月×日</p> <p>共同して作成した計算関係書類 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、</p> </div>	<p>(2) 計算関係書類作成費における取締役と共同作成した旨の合意書の記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">計算関係書類共同作成合意書</p> <p>〇〇〇〇 株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の下記の計算関係書類を会社法第374条に基づき、〇〇〇〇 株式会社の会計参与及び取締役が、平成×年×月×日に、会計参与の職務、権限及び責任を認識し、互いに協力して、信義を守り誠実に、共同して作成したことを、以下のとおり合意する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>合意日 平成×年×月×日</p> <p>共同して作成した計算関係書類 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、</p> </div>

新		旧	
附属明細書		附属明細書	
〇〇〇〇 株式会社 財務・経理担当取締役 会計参与	(署 名) (署 名)	〇〇〇〇 株式会社 財務・経理担当取締役 会計参与	(署 名) (署 名)
以 上		以 上	
(3) 閲覧・交付請求者資格証明書発行依頼の記載例		(3) 閲覧・交付請求者資格証明書発行依頼の記載例	
閲覧・交付請求者資格証明書発行依頼		閲覧・交付請求者資格証明書発行依頼	
×年×月×日		平成×年×月×日	
〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 殿		〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 殿	
会計参与 〇〇〇〇 (記名・社判)		会計参与 〇〇〇〇 (記名・社判)	
<p>私、〇〇〇〇 株式会社会計参与〇〇〇〇が、計算関係書類及び会計参与報告を会計参与報告等備置場所で開示し、閲覧・交付請求に応じるに当たり、貴社と締結した会計参与契約書第11項及び同約款第14条に基づき、貴社において以下の請求者が株主・債権者であることを確認し、「閲覧・交付請求者資格証明書」を契約書第11項で定めた一定期間内に発行するよう願います。また、株主・債権者ではないため閲覧・交付請求に応じることが不要である場合には、その旨速やかにご連絡ください。</p> <p>なお、貴社より「閲覧・交付請求者資格証明書」が契約書第11項で定めた一定期間内に発行されない場合、請求者の閲覧・交付の請求に応じることとなりますことにご留意ください。</p>		<p>私、〇〇〇〇 株式会社会計参与〇〇〇〇が、計算関係書類及び会計参与報告を会計参与報告等備置場所で開示し、閲覧・交付請求に応じるに当たり、貴社と締結した会計参与契約書第11項及び同約款第14条に基づき、貴社において以下の請求者が株主・債権者であることを確認し、「閲覧・交付請求者資格証明書」を契約書第11項で定めた一定期間内に発行するよう願います。また株主・債権者ではないため閲覧・交付請求に応じることが不要である場合には、その旨速やかにご連絡ください。</p> <p>なお、貴社より「閲覧・交付請求者資格証明書」が契約書第11項で定めた一定期間内に発行されない場合、請求者の閲覧・交付の請求に応じることとなりますことにご留意ください。</p>	
記		記	
閲覧・交付請求日	×年×月×日、No.#〇〇〇	閲覧・交付請求日	平成×年×月×日、No.#〇〇〇
契約書で定めた一定期間	〇〇日	契約書で定めた一定期間	〇〇日

新		旧	
氏名又は名称	〇〇〇〇	氏名又は名称	〇〇〇〇
住所又は所在地	××県××市××町〇-〇-〇	住所又は所在地	××県××市××町〇-〇-〇
(省 略)		(省 略)	
以 上		以 上	

(4) 閲覧・交付請求権を持つ株主及び債権者に関する資格証明書の記載例

(4) 閲覧・交付請求権を持つ株主及び債権者に関する資格証明書の記載例

×年×月×日
発行番号

会計参与〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇 株式会社
代表取締役（記名・社判）

閲覧・交付請求者資格証明書

当社は、以下の者を閲覧・交付請求権のある株主又は債権者であることを証します。
また、当社は以下の閲覧・交付請求者に対し開示に当たっての注意事項に同意を得て
おります。

記

氏名又は名称	〇〇〇〇
住所又は所在地	××県××市××町〇-〇-〇
資格の別	株主 ・ 債権者
資格証明書有効期限	×年×月×日

(省 略)

以 上

平成×年×月×日
発行番号

会計参与〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇 株式会社
代表取締役（記名・社判）

閲覧・交付請求者資格証明書

当社は、以下の者を閲覧・交付請求権のある株主又は債権者であることを証します。
また、当社は以下の閲覧・交付請求者に対し開示に当たっての注意事項に同意を得て
おります。

記

氏名又は名称	〇〇〇〇
住所又は所在地	××県××市××町〇-〇-〇
資格の別	株主 ・ 債権者
資格証明書有効期限	平成×年×月×日

(省 略)

以 上

(5) 閲覧請求及び謄本・抄本交付の請求記載例

(5) 閲覧請求及び謄本・抄本交付の請求記載例

新		旧	
閲覧請求書及び謄本・抄本交付の請求		閲覧請求書及び謄本・抄本交付の請求	
×年×月×日		平成×年×月×日	
会計参与〇〇〇〇 殿		会計参与〇〇〇〇 殿	
(請求者氏名) 住所 氏名		(請求者氏名) 住所 氏名	
印		印	
私は、×年×月×日における〇〇〇〇株式会社の(株主・債権者)であるため、以下の書類について(閲覧・謄本の交付・抄本の交付)を願います。		私は、平成×年×月×日における〇〇〇〇株式会社の(株主・債権者)であるため、以下の書類について(閲覧・謄本の交付・抄本の交付)を願います。	
記		記	
資格証明書発行日及び発行番号	×年×月×日、No.#〇〇〇	資格証明書発行日及び発行番号	平成×年×月×日、No.#〇〇〇
資格証明書有効期限	×年×月×日	資格証明書有効期限	平成×年×月×日
株主又は債権者であることの資格を証する資料	会社が発行した閲覧・交付資格請求者証明書、株券、社債券、金銭消費貸借契約書、会社が発行した物品受領書と請求書控えの両方、その他()	株主又は債権者であることの資格を証する資料	会社が発行した閲覧・交付資格請求者証明書、株券、社債券、金銭消費貸借契約書、会社が発行した物品受領書と請求書控えの両方、その他()
閲覧請求又は謄本・抄本交付の請求日	×年×月×日	閲覧請求又は謄本・抄本交付の請求日	平成×年×月×日
請求の書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、附属明細書、会計参与報告	請求の書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、附属明細書、会計参与報告
謄本・抄本の交付請求数	通	謄本・抄本の交付請求数	通
支払額	1枚当たり 〇〇〇〇 円	支払額	1枚当たり 〇〇〇〇 円
以上		以上	
5. 「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表			
(1) 処理方法 (Yes、No、該当なしの欄にチェックマーク (✓) を書き込んで使用する。)			
番号	項目	中小企業の会計に関する指針の主な内容	回答欄 摘要

新					旧						
			Yes	No	該当なし				Yes	No	該当なし
貸倒損失・貸倒引当金						貸倒損失・貸倒引当金					
2-3	(法人税法規定による計上)	平成23年(2011年)度税制改正前の法人税法の区分に基づいて算定される繰入限度額相当額を計上している場合、取立不能見込額を明らかに下回っていないか。				2-3	(法人税法規定による計上)	平成23年度税制改正(平成23年12月改正)前の法人税法の区分に基づいて算定される繰入限度額相当額を計上している場合、取立不能見込額を明らかに下回っていないか。			
引当金						引当金					
10-3	(賞与引当金)	翌期に支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額は、賞与引当金として計上しているか。 平成10年(1998年)度改正前法人税法に規定した支給対象期間基準の算式により算定する場合、次のいずれかに該当するか。 1 賞与について支給対象期間の定めのあること 2 支給対象期間の定めのない場合であっても慣行として賞与の支給月が決まっていること				10-3	(賞与引当金)	翌期に支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額は、賞与引当金として計上しているか。 平成10年度改正前法人税法に規定した支給対象期間基準の算式により算定する場合、次のいずれかに該当するか。 1 賞与について支給対象期間の定めのあること 2 支給対象期間の定めのない場合であっても慣行として賞与の支給月が決まっていること			
退職給付債務・退職給付引当金						退職給付債務・退職給付引当金					
11-5	(確定拠出制度(中小企業退職金共済制度等))	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない確定拠出制度を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理しているか。				11-5	(確定拠出制度(中小企業退職金共済制度等))	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない確定拠出制度を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理しているか。			
税効果会計						税効果会計					
13-1	(税効果会計)	一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がある場合、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しているか。将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金については、一時差異と同様に取り扱っているか。ただし、一時差異に重要性が乏しい場合は、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。				13-1	(税効果会計)	一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がある場合、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しているか。将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金については、一時差異と同様に取り扱っているか。ただし、一時差異に重要性がない場合は、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。			
外貨建取引等						外貨建取引等					
16-6	(評価損を計上した有価証券)	外貨建有価証券について時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合には、外国通貨による時価又は実質価額を決算時の為替相場により円換算した額を付しているか。				16-6	(評価損を計上した有価証券)	外貨建有価証券について時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合には、外国通貨による時価又は実質価額を決算時の為替相場により円換算した額を付しているか。			

(2) 計算書類に関する表示

番号	項目	内 容	関係法令等	回答欄			摘要
				Yes	No	該当なし	
流動資産							
19-3	(区分)	次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって流動資産に記載しているか。 1 現金及び預金(1年以内に期限の到来しない預金を除く。) 2 受取手形(通常の取引(当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。)に基づいて発生した手形債権(破産更生債権等(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権をいう。))で1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。)をいう。) 3 売掛金(通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金(当	規 74				

(2) 計算書類に関する表示

番号	項目	内 容	関係法令等	回答欄			摘要
				Yes	No	該当なし	
流動資産							
19-3	(区分)	次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって流動資産に記載しているか。 1 現金及び預金(1年以内に期限の到来しない預金を除く。) 2 受取手形(通常の取引(当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。)に基づいて発生した手形債権(破産更生債権等(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権をいう。))で1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。)をいう。) 3 売掛金(通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金(当	規 74				

新				旧							
		<p>該未収金に係る債権が破産更生債権等で1年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。)をいう。)</p> <p>4 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち、通常取引に基づいて発生したもの(破産更生債権等で1年内に回収されないことが明らかなものを除く。)及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので1年内に期限が到来するもの</p> <p>5 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常取引に基づいて発生したもの(破産更生債権等で1年内に回収されないことが明らかなものを除く。)及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので1年内に期限が到来するもの</p> <p>6 売買目的有価証券及び1年内に満期の到来する有価証券</p> <p>7 商品(販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。)</p> <p>8 製品、副産物及び作業くず</p> <p>9 半製品(自製部分品を含む。)</p> <p>10 原料及び材料(購入部分品を含む。)</p> <p>11 仕掛品及び半成工事(なお、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産として流動資産に表示することができる。)</p> <p>12 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であって、相当な価額以上のもの</p> <p>13 前渡金(商品及び原材料(これらに準ずるものを含む。)の購入のための前渡金(当該前渡金に係る債権が破産更生債権等で1年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前渡金を除く。)をいう。)</p> <p>14 前払費用であって、1年内に費用となるべきもの</p> <p>15 未収収益</p> <p>16 その他の資産であって、1年内に現金化できると認められるもの</p>	(規 77)								
		(削 る)									
				19-4	(繰延税金資産等の表示)	流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しているか。	規 83				
固定資産				固定資産							
19-4	(区 分)	固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。 有形固定資産 無形固定資産	規 74	19-5	(区 分)	(同 左)	規 74				
有形固定資産				有形固定資産							
19-5	(区 分)	次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって有形固定資産に記載しているか(ただし、1から8までに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。)	規 74	19-6	(区 分)	(同 左)	規 74				

新					旧										
		1 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備 2 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。） 3 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備 4 船舶及び水上運搬具 5 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具 6 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上のものに限る。） 7 土地 8 リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が上記1～7まで及び下記10に掲げるものである場合に限る。） 9 建設仮勘定（1から7までに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。） 10 その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの													
19-6	（有形固定資産に対する減価償却累計額の表示）	各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次のいずれかの表示方法に拠っているか。 ① 当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示しているか。 ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することができる。 ② 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しているか。	規 79					19-7	（有形固定資産に対する減価償却累計額の表示）	（同 左）	規 79				
19-7	（有形固定資産に対する減損損失累計額の表示）	各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次のいずれかの表示方法に拠っているか。 ① 当該各有形固定資産の金額（有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しているか。 ② 減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもって表示しているか。 ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することができる。 ③ 減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもって表示することができる。	規 80					19-8	（有形固定資産に対する減損損失累計額の表示）	（同 左）	規 80				
無形固定資産					無形固定資産										
19-8	（区分）	次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって無形固定資産に記載しているか。 1 特許権 2 借地権（地上権を含む。） 3 商標権 4 実用新案権	規 74					19-9	（区分）	（同 左）	規 74				

新					旧				
		5 意匠権 6 鉱業権 7 漁業権（入漁権を含む。） 8 ソフトウェア 9 のれん 10 リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が上記1～8まで及び下記11に掲げるものである場合に限る。） 11 その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの							
19-9	（無形固定資産の表示）	各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しているか。	規 81						
		投資その他の資産							
19-10	（区分）	次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって投資その他の資産に記載しているか。 1 関係会社の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。）その他流動資産に属しない有価証券 2 出資金 3 長期貸付金 4 前払年金費用 5 繰延税金資産 6 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち流動資産に掲げるもの以外のもの 7 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち流動資産に掲げるもの以外のもの 8 その他の資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの 9 その他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの	規 74						
		投資その他の資産							
19-11	（区分）	次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって投資その他の資産に記載しているか。 1 関係会社の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。）その他流動資産に属しない有価証券 2 出資金 3 長期貸付金 4 前払年金費用 5 次に掲げる繰延税金資産 <u>(1)有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産</u> <u>(2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、1年内に取り崩されると認められないもの</u> 6 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち流動資産に掲げるもの以外のもの 7 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち流動資産に掲げるもの以外のもの 8 その他の資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの 9 その他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの	規 74						
19-11	（関係会社株式等の表示）	関係会社の株式又は出資金は、関係会社株式又は関係会社出資金の項目をもって別に表示しているか。	規 82						
19-12	（繰延税金資産等の表示）	繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として <u>投資その他の資産</u> 又は固定負債に表示しているか。	規 83						
		繰延資産							
19-13	（区分）	繰延資産として計上することが適当であると認められるものは、繰延資産に記載しているか。	規 74						
19-14	（繰延資産）	各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額か	規 84						
		繰延資産							
19-12	（関係会社株式等の表示）								
19-13	（繰延税金資産等の表示）	固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として <u>固定資産</u> 又は固定負債に表示しているか。	規 83						
		繰延資産							
19-14	（区分）								
19-15	（繰延資産）								

新					旧				
	の表示)	ら直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しているか。							
資産に係る引当金					資産に係る引当金				
19-15	(貸倒引当金等の表示)	各資産に係る引当金は、次のいずれかの表示方法に拠っているか。 1 当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しているか。 ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することができる。 2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しているか。	規 78						
負債の部					負債の部				
19-16	(区分)	負債の部は、次に掲げる項目に区分しているか。 流動負債 固定負債	規 75						
流動負債					流動負債				
19-17	(区分)	次に掲げる負債は、当該負債の名称を付した項目をもって流動負債に記載しているか。 1 支払手形（通常取引に基づいて発生した手形債務をいう。） 2 買掛金（通常取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。） 3 前受金（受注工事、受注品等に対する前受金をいう。） 4 引当金（資産に係る引当金及び1年内に使用されないと認められるものを除く。）（なお、工事損失引当金については、同一の工事契約に係る棚卸資産がある場合、両者を相殺した差額を工事損失引当金として流動負債に表示することができる。） 5 通常取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの 6 未払費用 7 前受収益 8 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、1年内に期限が到来するもの 9 資産除去債務のうち、1年内に履行されると認められるもの 10 その他の負債であって、1年内に支払われ、又は返済されると認められるもの	規 75 (規 77)						
固定負債					固定負債				
19-18	(区分)	次に掲げる負債は、当該負債の名称を付した項目をもって固定負債に記載しているか。	規 75						
	の表示)								
	の表示)								
19-16	(貸倒引当金等の表示)	(同 左)	規 78						
19-17	(区分)	(同 左)	規 75						
19-18	(区分)	次に掲げる負債は、当該負債の名称を付した項目をもって流動負債に記載しているか。 1 支払手形（通常取引に基づいて発生した手形債務をいう。） 2 買掛金（通常取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。） 3 前受金（受注工事、受注品等に対する前受金をいう。） 4 引当金（資産に係る引当金及び1年内に使用されないと認められるものを除く。）（なお、工事損失引当金については、同一の工事契約に係る棚卸資産がある場合、両者を相殺した差額を工事損失引当金として流動負債に表示することができる。） 5 通常取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの 6 未払費用 7 前受収益 8 次に掲げる繰延税金負債 <u>(1)流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債</u> <u>(2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、1年内に取り崩されると認められるもの</u> 9 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、1年内に期限が到来するもの 10 資産除去債務のうち、1年内に履行されると認められるもの 11 その他の負債であって、1年内に支払われ、又は返済されると認められるもの	規 75 (規 77)						
19-19	(区分)	次に掲げる負債は、当該負債の名称を付した項目をもって固定負債に記載しているか。	規 75						

新				旧									
		1 社債 2 長期借入金 3 引当金（資産に係る引当金、流動負債に掲げる引当金及び4に掲げる退職給付引当金を除く。） 4 退職給付引当金 5 繰延税金負債 6 のれん 7 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、流動負債に掲げるもの以外のもの 8 資産除去債務のうち、流動負債に掲げるもの以外のもの 9 その他の負債であって、流動負債に属しないもの					1 社債 2 長期借入金 3 引当金（資産に係る引当金、流動負債に掲げる引当金及び4に掲げる退職給付引当金を除く。） 4 退職給付引当金 5 次に掲げる繰延税金負債 <u>(1)有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債</u> <u>(2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、1年内に取り崩されると認められないもの</u> 6 のれん 7 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、流動負債に掲げるもの以外のもの 8 資産除去債務のうち、流動負債に掲げるもの以外のもの 9 その他の負債であって、流動負債に属しないもの						
純資産の部				純資産の部									
19-19	(区分)	純資産の部は、次に掲げる項目に区分しているか。 1 株主資本 2 評価・換算差額等 3 新株予約権	規 76				19-20	(区分)	(同 左)	規 76			
19-20	株主資本の区分)	株主資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 4 利益剰余金 5 自己株式（株主資本の控除項目） 6 自己株式申込証拠金	規 76				19-21	株主資本の区分)	(同 左)	規 76			
19-21	(資本剰余金の区分)	資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。 1 資本準備金 2 その他資本剰余金 なお、その他資本剰余金は、適当な名称を付した項目に細分することができる。	規 76				19-22	(資本剰余金の区分)	(同 左)	規 76			
19-22	(利益剰余金の区分)	利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。 1 利益準備金 2 その他利益剰余金 なお、その他利益剰余金は、適当な名称を付した項目に細分することができる。	規 76				19-23	(利益剰余金の区分)	(同 左)	規 76			
19-23	(評価・換算差額等の区分)	評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しているか。 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 3 土地再評価差額金	規 76				19-24	(評価・換算差額等の区分)	(同 左)	規 76			
19-24	(新株予約)	自己新株予約権の額は、新株予約権の金額から直接控除し、	規 86				19-25	(新株予約)	(同 左)	規 86			

新					旧				
	権)	その控除残高を新株予約権の金額として表示しているか。 ただし、自己新株予約権を控除項目として表示することができる。							
注記表					注記表				
22-1	(区分)	注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。 1 継続企業の前提に関する注記 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3 会計方針の変更に関する注記 4 表示方法の変更に関する注記 5 会計上の見積りの変更に関する注記 6 誤謬の訂正に関する注記 7 貸借対照表に関する注記 8 損益計算書に関する注記 9 株主資本等変動計算書に関する注記 10 税効果会計に関する注記 11 リースにより使用する固定資産に関する注記 12 金融商品に関する注記 13 賃貸等不動産に関する注記 14 関連当事者との取引に関する注記 15 1株当たり情報に関する注記 16 重要な後発事象に関する注記 17 その他の注記 ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）は1、5、7、8、10から16までに掲げる項目を表示しないことができる。また、会計監査人設置会社以外の公開会社は、1、5に掲げる項目を表示しないことができる。 6は、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づく会計処理を行う場合に注記が必要となる。 <u>なお、上記のほか、「収益認識に関する会計基準」を適用する場合には、「収益認識に関する注記」が必要となる。</u>	規 98						
最低限必要な注記事項					最低限必要な注記事項				
22-9	(その他の注記)	その他、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態等を正確に判断するために必要な事項を注記しているか。	規 116						
<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人設置会社以外の公開会社は22-12から22-20までに掲げる項目については表示する必要がある。なお、22-10及び22-11に掲げる項目を表示しないことができる。 ・会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）は、22-10から22-20までに掲げる項目を表示しないことができる。 					任意注記事項 <u>(会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）は22-10から22-20までに掲げる項目を表示しないことができる。会計監査人設置会社以外の公開会社は22-10及び22-11に掲げる項目を表示しないことができ、22-12から22-20までに掲げる項目については表示する必要がある。)</u>				
以 上					以 上				
以 上					以 上				